

令和元年 5 月 12 日

## 4 月 審査部会報告

山下利隆

審査部会で、討議された主要なところを、かいつまんでご報告いたします。

1. 平成 30 年 10 月 1 日付、文部科学省の組織改編により事務担当の所属が変わり、文化庁の政策官房総務係から、今般、企画調整課総務係に担当替えがあった。後援申請の承認までの期間が、従来の 1 か月から 2 か月に変更になった。またそれに伴い、申請手引書も改定になり、大臣賞の受賞に対しては、その対象が、当該絵画団体構成員のみが受賞する制度になっていないこと。(一般出品者も含めて対象とするように。)との内容であった。(事務局長より、通達内容の説明があった。)このため、第 43 回展より、審査基準書の最初に 1. 上位賞は 2 度受賞できない。 2. 対象は、会員、一般が該当する 旨、書くことにした。(事務局長より)
2. 第 42 回展総括では、審査について、様々な意見が出てきているが、長年審査をやっているものとしては、間違った審査をしてきたつもりもなく、正當に、そして皆から支持されるよう審査を行ってきた。今後もこの方針は変わらない。(松本、山下)
3. 審査員の勉強会を行い、作品への審査の見方を統一してみてはどうか。(児玉)  
(勉強会の時期は、7 月か、8 月の委員会前の午前中でどうか。事務局長  
また、芸大、ムサビのレクチャーできる講師を頼むのも、一方法。増野)
4. 上位賞受賞者は、「無審査」として、3 年は遠慮してもらうような制度を新設したい。  
(事務局長)
5. 従来の 4 賞絞り込みの方法を検討する必要がある。(従来 4 賞を決めて、下位賞を決めていった。上位賞候補を 20 点より絞り込むのはどうか。) (多数の意見)
6. 部外審査員の票を、部内審査員の票と同等とせず、別に検討する方法を考えたらどうか。外部審査員の意見の反映が少ない。  
(代表の意見を事務局長が発表 - 代表欠席のため)
7. その他 多数決だけでない審査の方法も検討の余地あり。

以上

出席者

児玉、鈴木、永野、増野、松本、山下 6 名